

酒蔵ツーリズム推進協議会連携プロジェクト（協力企業）募集要領

（目的）

第1 酒蔵ツーリズム推進協議会（以下、協議会という）は、日本産酒類（日本酒、焼酎、泡盛及び日本産ワイン・ビール等）を盛り立てるとともに、それを観光資源として活用し、外国人観光客への訴求も見据え、我が国及び地域の魅力の発信と地域活性化につなげることを目的に発足した。

今後、酒蔵ツーリズムの一層の振興を図るためには、多様な関係者と連携し、各地域・各主体の取組を推進する必要がある。

そのため、協議会連携プロジェクト（協力企業）を募集し、官民が協働して酒蔵ツーリズムの機運を盛り上げて行くこととする。募集にあたっては、この要領に定めるところによる。

（募集対象）

第2 民間事業者の事業で、かつ、自らが実施するものであって、酒蔵ツーリズムの振興に賛同し、これを応援するもの（※地方公共団体による事業は対象としない）。

（応募方法）

第3 「酒蔵ツーリズム推進協議会連携プロジェクト」として応募しようとする者は、選定を受けようとする日の1ヶ月前までに、別に示す応募様式に必要事項を記入のうえ、観光庁観光資源課までメールにて提出すること。既にホームページ等で情報発信しているコンテンツ等がある場合、パンフレットやマップ等、取組の内容がわかるものがある場合にも、併せて提出すること。なお、応募は随時受け付ける。

※ 電子メールが使用できない場合には、別の方法で対応するため、観光庁観光資源課まで連絡すること。電子メール1通あたりの容量は5MBまでとすること。

（選定方法及び選定要件）

第4 選定にあたっては、協議会メンバーの意見も踏まえつつ、次の各号に示すすべての要件に該当するものは、基本的に選定することとする。

- 一 実施内容・実施時期が具体的になっているものであること
- 二 民間事業者自らの個別の商品（お酒、旅行商品等）の販売、広告を行うものではないこと
- 三 他者が同様の事業を実施している場合、これら民間事業者同士の公正な競争の妨げにならないこと
- 四 一定程度以上の効果が見込めるもの

（選定通知）

第5 選定された場合には、通知書により応募者に通知するものとする。また、通知後速やかに、観光庁ホームページにおいて選定された旨を発表するものとする。

(選定された取組への対応)

第6 選定された取組については、次の各号に示す対応が可能となる。

一 「本事業は、酒蔵ツーリズム推進協議会に協力しております。」と名乗り、又は、表示すること

※ なお、連携プロジェクト実施にあたっては、以下のとおり明記すること
「本〇〇〇により生じる直接又は間接の損害等については、酒蔵ツーリズム推進協議会（又はそのメンバー）では何ら責任を負うものではありません。」

二 共通の情報発信ツールを通じての情報発信

三 必要に応じ協議会からの専門家や連携相手先の紹介

(選定の取り消し)

第7 選定後においても、次の各号のいずれかに該当するときは、「酒蔵ツーリズム推進協議会連携プロジェクト」としての選定を取り消す場合がある。

一 第4に示す要件を満たさなくなった場合、または、不相当と認められる場合

二 虚偽の申請により選定を受けたとき

三 選定者から取り消しの申し出があったとき

(その他)

第8 応募に係る経費は、応募者が全て負担すること。

(申請書類提出先、問い合わせ先)

第9 申請書類の提出、問い合わせ先は以下のとおりとする。

観光庁観光地域振興部観光資源課 ^{みなくち} 水口、小林、菊地

E-mail : stpc@mlit.go.jp

代 表 : 03-5253-8111

(内線27-802、27-822、27-824)

FAX : 03-5253-8930